表２－１　カラープリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦10	≦1.3	要件なし
10＜ipm≦15	≦0.06×ipm＋0.7	
15＜ipm≦19	≦0.15×ipm－0.65	
19＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm＜35	≦0.2×ipm－2.15	
35≦ipm≦75		基本製品に内蔵されている
75＜ipm	≦0.7×ipm－39.65	

表２－２　カラープリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦10	≦1.5	要件なし
10＜ipm≦15	≦0.1×ipm＋0.5	
15＜ipm≦19	≦0.13×ipm＋0.05	
19＜ipm≦30		基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30＜ipm＜35	≦0.2×ipm－2.05	
35≦ipm≦70		基本製品に内蔵されている
70＜ipm≦80	≦0.7×ipm－37.05	
80＜ipm	≦0.75×ipm－41.05	

表３－１　インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	5分	≦0.6W	≦0.5W
10＜ipm≦20	15分		
20＜ipm≦30	30分		
30＜ipm	60分		

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。表３－２、表４－１及び表４－２において同じ。

２　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表５の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。表３－２、表４－１及び表４－２において同じ。

３　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。以下表３－２、表４－１及び表４－２において同じ。

表３－２　インクジェット方式のプリンタ複合機（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	15分	≦0.6W	≦0.5W
10＜ipm≦20	30分		
20＜ipm	60分		

表４－１　インクジェット方式の大判プリンタ又は大判プリンタ複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦4.9W	≦0.5W
30＜ipm	60分		

表４－２　インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦2.5W	≦0.5W
30＜ipm	60分		

表５　追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度ｒ（Mbit／秒）	詳　　細	追加機能許容値（W）
インターフェース	有線	ｒ＜20	例：ＵＳＢ１.x、ＩＥＥＥ488、ＩＥＥＥ1284／パラレル／セントロニクス、ＲＳ232Ｃ	0.2
		20≦ｒ＜500	例：ＵＳＢ２.x、ＩＥＥＥ1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mbイーサネット	0.4
		ｒ≧500	例：ＵＳＢ３.x、１Gbイーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリと複合機のみに適用	0.2